

株式会社ハッチ・ワーク  
定 款

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当社は、株式会社ハッチ・ワークと称し、英文では HATCH WORK CO., LTD. と表示する。

### 第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）月極駐車場スペースの仲介
- （2）駐車場の経営並びに賃貸及び転貸
- （3）駐車場の有効利用に関する企画、調査及びコンサルティング業務並びに情報提供サービス業務
- （4）集金代行業務
- （5）債務保証業務
- （6）情報提供サービス
- （7）貸会議室の管理及び運営
- （8）レンタルオフィスの賃貸及び管理
- （9）レンタルオフィスの賃貸及び管理に付随する事務作業代行
- （10）不動産会社の経営コンサルティング業務
- （11）不動産の売買、賃貸及び仲介
- （12）ビルオーナーの経営コンサルティング
- （13）ビル管理業務
- （14）飲食店の経営
- （15）店舗、事務所内外装工事の請負
- （16）店舗、事務所什器備品のオフィスオートメーションの販売
- （17）情報処理、データ入力サービス業務及びその請負業務
- （18）ソフトウェアの設計、開発、保守、運用コンサルティング並びに受託
- （19）システムの設計、開発、保守、運用コンサルティング並びに受託
- （20）前号各号に附帯関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都港区に置く。

### 第4条（機関）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会

#### (4) 会計監査人

#### 第5条 (公告方法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

#### 第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、3,000,000株とする。

#### 第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

#### 第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第9条 (自己の株式の取得)

当会社は、株主総会の決議により特定の株主から当会社の株式の全部又は一部を取得することができる。

2. 当社が前項の規定により特定の株主から当会社の株式を有償で取得する場合、他の株主は、自己を売主に追加する旨の請求をすることができない。

3. 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

#### 第10条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

#### 第 11 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

#### 第 12 条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

#### 第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 12 月 31 日とする。

#### 第 14 条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 16 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 17 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

### 第19条（取締役の選任及び解任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

### 第21条（代表取締役及び役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### 第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### 第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 24 条（取締役会の決議要件）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

#### 第 25 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### 第 26 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第 27 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 28 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

### 第 5 章 監査役及び監査役会

#### 第 29 条（監査役の員数）

当社の監査役は、5 名以内とする。

#### 第 30 条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 31 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第 32 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

#### 第 33 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第 34 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第 35 条（監査役の責任と権限）

監査役は、取締役の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、監査報告書を作成しなければならない。

2. 監査役は、いつでも、取締役および使用人に対して事業の報告を求め、または会社の業務および財産の状況を調査することができる。

#### 第 36 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 37 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法 423 条第 1 項に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第 6 章 会計監査人

#### 第 38 条（会計監査人の選任の方法）

当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第 39 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

### 第 7 章 計 算

#### 第 40 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年とする。

#### 第 41 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

#### 第 42 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

#### 第 43 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

### 附 則

2021 年 12 月 16 日 改定

2023 年 12 月 6 日 改定

2024 年 9 月 27 日 改定